

ご当地サーモンで地域を元気に

全国有数の水産王国愛媛県では、新たな養殖魚種や養殖方法の試験研究も盛んに行われています。

近年、全国各地で養殖され始めたサケ類でも「宇和島サーモン（宇和島市）」、「愛南サツキマス（愛南町）」、「来島サーモン（今治市）」などのご当地サーモンが誕生しています。

その一つ、地域の新たな産業にしようと集落住民が中心となってサーモン養殖に取り組み始めた松山市の上怒和地区を紹介します。

上怒和地区は、松山市の高浜港から高速船で1時間ほどかかる離島「怒和島」（旧中島町）にあり、かんきつ（紅まどんな、カラマンダリン、伊予柑など）やたまねぎの栽培が盛んな地区です。



スーパーでの試食販売イベント

「中島産サーモン」は、松山市初のご当地サーモンで、伊予柑オイルを添加した飼料を与えた「みかんフィッシュ」として、「かんきつの風味が爽やかに香る」ことが特徴です。

本年5月の水揚げ時には、昨年同様に試食販売イベントを行う予定です。

水揚げ後すぐ消費者に届く新鮮さを売りに、まずは、松山市を中心とした県内消費者に、ご当地サーモンをPRし、高齢化・人口減少の進む離島の新たな産業資源として、地元の活性化に繋がることを目指しています。



養殖いけす上で集落ぐるみの選別作業
（怒和島（旧中島町）の上怒和港内）

同地区では、2017年度からサーモン（ニジマスの海面養殖）の試験養殖に取り組んでいます。

昨年5月に初めての水揚げを行い「中島産サーモン」として、地元松山市を中心とした4店舗での試食販売イベントを行ったところ、用意した商品が完売するなど好評を博しました。

昨年12月23日には、県外から仕入れたニジマスの種苗600kgを上怒和港内のいけすに導入し、本年5月の養殖2回目となる水揚げを目指しています。



生産者が協力しての水揚げ作業

インフォメーション

収入保険及び青色申告について



収入保険がはじまります!

新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1.08%（50%の国庫補助後）で、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます!
（この制度の適用は、品目が指定され、価格低下による収入減少が顕著な品目、かつ市場が急激に縮小した場合に、農年の程度も下のようになります。）

米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物ならほとんどの品目でも対象になります!
※マルキン等の対象である肉用牛、肉用羊、肉用豚は、対象外です。

収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。
新規就業者でも加入することができます。
収入保険は、平成31年からスタートします。
詳しいことは、農林水産省経営局保険課にお問い合わせください。
☎ 03-6744-7148
URL: http://www.maff.go.jp/keiei/nogyohoken/isyu_kyosai.html

農林水産省

収入保険は、青色申告を行っている農業者の方を対象に、自然災害による収量減少に加え、価格低下なども含めた農業収入の減少を総合的に補てんする全く新しい保険として平成31年1月から始まりました。ご興味がありましたら、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

また、収入保険の対象である青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールであり、税制上のメリットもありますので、取組をご検討されてはいかがでしょうか。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。

詳しくは、こちらをご覧ください。
愛媛県農業共済組合ホームページ
<http://www.e-nosai.or.jp/>

GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会in中国四国の開催について

農林水産省では、「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」、「未来投資戦略2018」等に基づき、農林水産業の輸出強化に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、GAPなど規格・認証の活用や国際規格化を戦略的に推進しているところです。

このことから、中国四国農政局においては、農産物の生産、流通、加工、小売、外食事業者及び消費者団体等の皆様を対象に、日本のフードチェーンにおけるGAPの価値の共有化を図ることを目的に、以下のとおりパートナー会を開催します。

開催日時及び場所

- ・日時：平成31年2月4日（月曜日）13時30分～16時
- ・場所：岡山県農業共済会館6階大会議室（岡山市北区桑田町1-30）

詳しくは、こちらのプレスリリースをご覧ください。

「GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会in中国四国の開催について」（中国四国農政局ホームページ）

http://www.maff.go.jp/chushi/press/se_kankyo/181227.html

◎「News Letter」は、奇数月に発行しています。

編集：中国四国農政局 愛媛県拠点

〒790-8519 松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎

TEL (089)932-1177(代) FAX(089)932-1872 <農政局HP> <http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>